平成２９年（フ）第５７１号
北海道石狩市花川南３条２丁目125番地
債務者　中川　貴子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９３号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番３―707号
債務者　二渡　隆夫
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３４号
札幌市中央区南26条西14丁目１番３号　たんぽぽ苑101号
債務者　中村　綾子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７４号
札幌市豊平区水車町２丁目５番１号　ときわコーポＡ―35号
債務者　清野　保昭
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９８号
札幌市北区太平９条３丁目２番５号
債務者　中島　英貴
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０号
釧路市大楽毛３丁目31番17号
債務者　佐藤　昌美
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７５号
釧路市興津３丁目７番28号
債務者　司口　加菜
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第８４号
北海道厚岸郡厚岸町宮園３丁目５番地　宮園公住Ｍ３―403
債務者　中田日出男
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１８７号
埼玉県草加市新里町967番地２　サンライトミマチ６号
債務者　伊藤　仁
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
埼玉県越谷市蒲生２丁目14番45号
債務者　小泉　和裕
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目５番77号　シティハイムとよだ102
債務者　西田　利広
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２００号
埼玉県富士見市大字水子2650番地
債務者　井上　浩一
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８２号
埼玉県行田市大字長野657番地１
債務者　柏木　徳文
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８３号
埼玉県行田市大字長野657番地１
債務者　柏木　玲子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４２号
千葉県大網白里市みずほ台３丁目29番地16
債務者　大野　理奈
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
岐阜県恵那市長島町中野1170番地479、住民票上の住所愛知県名古屋市東区徳川町106番地イースタンプラザ402号
債務者　柘植業務店こと　柘植　　亙
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２４号
岐阜県恵那市長島町中野1170番地479、住民票上の住所愛知県名古屋市東区徳川町106番地イースタンプラザ402号
債務者　柘植　松美
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２５号
岐阜県多治見市京町１丁目１番地　多治見マンションＢ―301
債務者　岩本由香里
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部